
AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

2026年3月27日

対内直接投資審査制度に関する外為法改正案と動向

弁護士 松本 拓 / 弁護士 武士俣 隆介 / 弁護士 伊原 ひかり

Contents

1. はじめに
2. 具体的な方向性
 - (1) 事前届出件数の増加
 - (2) リスク軽減措置の位置づけ
 - (3) 最終親会社等の変更など支配権変更に対する規制手段
 - (4) 外国政府等の支配・影響下にある居住者の存在
 - (5) 非指定業種への投資による国の安全に係るリスク
 - (6) 執行体制等の強化の必要性
3. おわりに

1. はじめに

2026年1月7日、関税・外国為替等審議会は「対内直接投資審査制度等のあり方について」を答申(以下「本答申」という。)し、現行の外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)下の対内直接投資審査制度の課題および改正の必要性を明らかにした。また、同年3月17日、本答申の内容をもとにした外為法改正案(以下「本改正法案」という。)¹が閣議決定され、同日、本改正法案が衆議院に提出された。基本的な考え方や具体的な措置に関してまとめられた本答申の別紙²や本改正法案をもとに、来年以降の施行が想定される対内直接投資審査制度の改正について解説する。

2. 具体的な方向性

本答申および本改正法案は、2025年10月31日、同年11月20日および同年12月12日に開催された関税・外国為替等審議会・外国為替等分科会の審議内容に基づいており、本答申では次の対応策を始めとする措置を講じることが提言されている³。なお、本改正法案の各条項は公布から1年以内の政令で定める日、日本版CFIUSの設置(下記)につい

1 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/221diet/kb20260317h.pdf。現行の外為法との相違点については、https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/221diet/kb20260317s.pdf (新旧対照表)を参照されたい。

2 https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/report/20260107_bessi.pdf

3 詳細は、https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins5_pdf/251205.pdfを参照されたい。

ては公布の日から施行される見込みである⁴。本改正法案が第 221 回国会(2026 年 2 月 18 日から同年 7 月 17 日まで)で成立する場合、日本版 CFIUS の設置を踏まえた投資審査は本年中から実施され、それ以外の各条項は、2027 年の夏までには施行されると考えられる。本答申および本改正法案で示された対内直投制度の課題と主な対応策は以下のとおりである。

対内直投制度の課題	主な対応策
(1) 事前届出件数の増加	行為時事前届出および指定業種の範囲の限定
(2) リスク軽減措置の位置づけ	リスク軽減措置に関する手続の法定・措置命令等の新設
(3) 最終親会社等の変更など支配権変更に対する規制手段	最終親会社等の変更を事由とする対内直接投資等の範囲の拡大(間接取得規制の導入)
(4) 外国政府等の支配・影響下にある居住者の存在	当該居住者に対する「みなし規定」の適用範囲の拡張
(5) 非指定業種への投資による国の安全に係るリスク	非指定業種に対する投資に対する措置命令等の新設
(6) 執行体制等の強化の必要性	日本版 CFIUS の創設

(1) 事前届出件数の増加

本答申では、事前届出数の最適化⁵のために以下の対応策が提言されている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 株主の行為における役員選任に係る同意のうち、(i)再任に係るもので(ii)特段の事情の変更がない場合を事前届出の対象から除外すること ② 情報通信技術関連業種⁶のうち、サイバーセキュリティ対策の観点から真に必要と認められるものに事前届出対象を限定すること |
|---|

ただし、同時に、非指定業種への投資による国の安全に係るリスクへの対応策として、「重要な技術や情報を保有している本邦企業」を事前届出の対象とすることにも言及されているが、これは事前届出数の増加につながると考えられる。対象となる技術や情報の範囲については、本答申および本改正法案では明らかにされていないが、外国投資家や発行会社が外形上事前届出の要否を判断できるかなどを踏まえることが想定されている。本答申では、「経済安全保障関連法令との整合性」を指摘していることから、経済安全保障推進法を参照して、重要な技術や情報の外延を画することなどが想定される。

⁴ https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/221diet/kb20260317g.pdf

⁵ 北米・欧州などの先進諸外国では年間数百件程度の事前届出数にとどまるのに対し、2024 年度の日本の事前届出数は 2,903 件に上る。

⁶ 2019 年の外為法改正に際して、指定業種に追加された。2024 年度の業種別事前届出件数 3,706 件のうち過半数の 2,072 件が情報通信技術関連業種である。

(2) リスク軽減措置の位置づけ

現在、事業所管官庁が事前届出の対象となる投資家の取引に関して「国の安全等に係るリスクが払拭されていない」と判断した場合、届出書において遵守事項(リスク軽減措置)を誓約することを事実上クリアランスの条件とすることが実務慣行となっている。本改正法案では、当該措置の位置づけを明文化するため、以下の修正が予定されている。

- ① 届出書の記載項目にリスク軽減措置を追加し、外国投資家が当該措置を講じる必要がある場合の必要的記載事項とすること(本改正法案における(以下、略)外為法 27 条 1 項、28 条 1 項関係)
- ② 審査中のリスク軽減措置の追加・修正に係る届出制度を導入すること(外為法 27 条の 3 第 1 項、28 条の 3 第 1 項関係)
- ③ 財務大臣および事業所管大臣による勧告・命令の対象に特定のリスク軽減措置を講じる旨の規定を追加すること(外為法 27 条 5 項・10 項、27 条の 4 第 2 項、28 条 5 項・7 項、28 条の 4 第 2 項関係)
- ④ リスク軽減措置を事後的に変更する届出制度⁷を導入すること(外為法 27 条の 4 第 1 項、28 条の 4 第 1 項関係ほか)
- ⑤ 外国投資家がリスク軽減措置を講じていない場合に取得した株式等の処分等を命ずる規定を設けること(外為法 29 条 1 項・5 項・6 項関係)
- ⑥ リスク軽減措置の類型や具体例を記載したガイドライン等を策定すること

②については、審査期間に対する予見可能性を担保する観点から、投資禁止期間の起算点は当初の届出受理日とした上で、その期間終了間際に追加・修正の届出がなされた場合には 14 日間延長される(外為法 27 条の 3 第 2 項参照)。

(3) 最終親会社等の変更など支配権変更に対する規制手段

事前届出を行った外国投資家(直接保有者)が後に別の外国投資家(間接取得者)に買収される場合などの支配権変更が生じた場合に備えて、本答申および本改正法案では、間接取得者および直接保有者の双方に対する以下の修正(いわゆる間接取得規制)が予定されている。

- ① (i)間接取得者による直接保有者の議決権の新規取得(議決権が 50%以上となる取得)行為(外為法 26 条 2 項 9 号関係)、(ii)間接取得者の関係者が直接保有者の役員の過半数を占める行為(同項 10 号関係)、および(iii)その他これらに類する行為(政令で規定予定)を対内直接投資等の定義に追加すること
- ② 直接保有者が保有する発行会社(本邦企業)の議決権等が 1%以上である場合に間接取得者に対して事前届出を義務化すること
- ③ 自らの親会社等の変動時に直接保有者に対して事後報告を義務化すること。また、間接取得者に対する命令のみでは国の安全等に係るリスクに対応できない場合に直接保有者に対して措置命令等を講ずることのできる規定を設けること(外為法 29 条 9 項関係)

支配権変更は、原則として海外における株式・議決権の取得を原因とするものであり、事前届出義務を課す場合にはその執行可能性が問題となる。本答申では、②については、間接取得者のリスク属性(後述の高リスク投資家⁸であるか、一般投資家または外国金融機関であるか)ならびに直接保有者の株式議決権保有割合の多寡に応じて、区別して取り扱うことが検討されている。また、間接取得者が一般投資家または外国金融機関であって、かつ、直接保有者が保有する本

⁷ 本答申上は、当該届出後に「改めて審査を行い、必要な場合にはリスク軽減措置の変更の中止や新たなリスク軽減措置を勧告・命令できることとする」とされている。

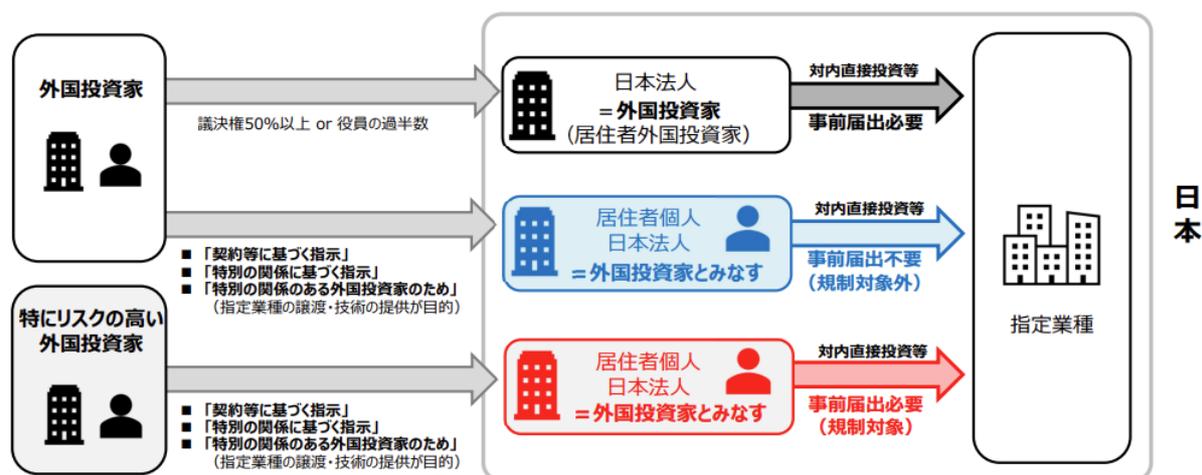
⁸ 事前届出免除制度の利用ができない投資家

邦企業の議決権等が 50%未満の場合には事前届出の対象から除外することが想定されている。

(4) 外国政府等の支配・影響下にある居住者の存在

外国政府等のリスクが高い非居住者等(以下「高リスク投資家」という。)の支配・影響下にある居住者が行う投資(現行制度上は規制の対象外)を規制するため、本改正法案では、以下の修正が予定されている。

- ① 非居住者等の支配・影響下において、実質的に一体となって投資を行っていると思われる場合の居住者を外国投資家とみなすこと(外国投資家のみなし規定の拡張。外為法 27 条 14 項、27 条の 2 第 7 項、28 条 9 項、28 条の 2 第 7 項、29 条の 2 第 13 項、55 条の 5 第 3 項関係)
 - (ア) 非居住者等との契約等に基づく指示により投資を行う場合
 - (イ) 非居住者等と特別の関係⁹にある者からの指示により投資を行う場合
 - (ウ) 非居住者等と特別の関係にある者が、自らに対して、指定業種に係る事業の譲渡・技術を提供することを目的として投資を行う場合
- ② ①に該当する外国投資家による投資のうち、高リスク投資家の支配・影響下にあるものを事前届出の対象とすること
- ③ 外国金融機関および一般投資家に対して一定の報告¹⁰を義務化すること



出典:財務省国際局「対内直接投資審査制度について」(財務省、2025年12月12日)¹¹ 5頁

(5) 非指定業種への投資による国の安全に係るリスク

非指定業種を営む本邦企業への投資において、本改正法案では、国の安全に係るリスクが生じた場合に備えて、以下の修正が予定されている。

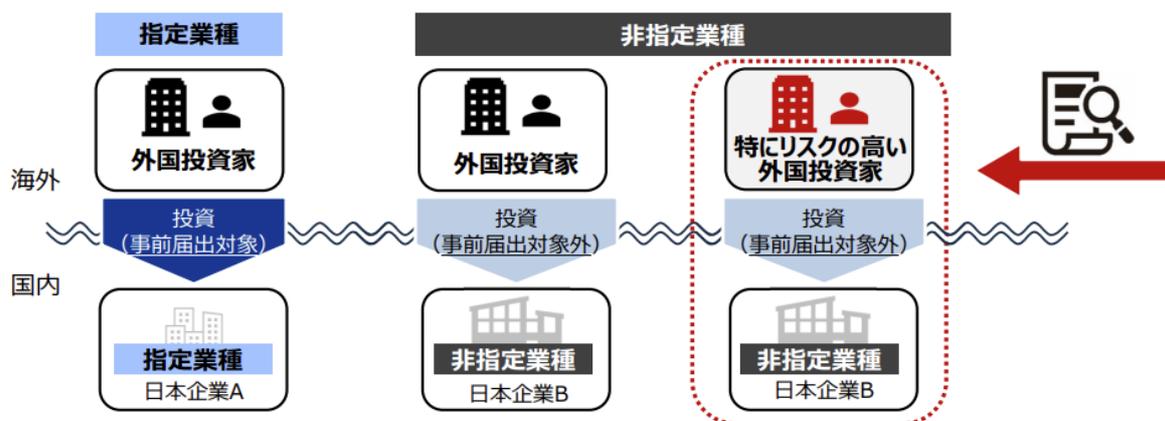
⁹ 雇用関係、親族関係および永続的な経済関係等をいう。

¹⁰ 本答申上は、現在、事前届出免除制度の利用対象となっている外国金融機関および一般投資家について、「免除制度を利用できない外国政府等が発行会社の議決権行使について指図を行うことができる権限を有していないか報告を求めることが適当」とされている。

¹¹ https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/proceedings/material/20251212_4_2.pdf

- ① 高リスク投資家による非指定業種への投資について、一定の場合¹²に報告を求められることができること(外為法 29 条の 2 第 1 項関係)
- ② ①の報告に基づき、当該投資が国の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きいと認められる場合にリスク軽減措置や株式の処分等の必要な措置の勧告・命令をできる旨の規定を設けること(同条 2 項・6 項関係)
- ③ ②に該当する場合で、かつ、緊急に措置をとる必要があると認められる場合に(上記勧告なくして)措置命令¹³を講じられる旨の規定を設けること(同条 9 項関係)

上記①ないし③については、投資家の予見可能性および投資財産の法的安定性確保の観点から、報告等の対象を高リスク投資家による株式・議決権の 10%以上の取得等に限定した上で、5 年の遡及可能期間の制限(外為法 29 条の 2 第 11 項)が設けられている。また、①の報告の求めに対し、外国投資家が正当な理由なく当該求めに応じない場合または虚偽の報告をした場合には、必要な措置の勧告・命令ができる旨の規定(同条第 3 項・6 項関係)なども盛り込まれている。



出典:同上 9 頁

(6) 執行体制等の強化の必要性

本答申および本改正法案では、日本の対内直接投資審査制度における執行体制を強化するために以下の修正が予定されている。

- ① 「日本版 CFIUS」の創設を始めとする安全保障関連部局等との連携(外為法 69 条の 4)
- ② 事後モニタリングの強化
- ③ デジタル技術の活用
- ④ 外国投資家や発行会社等に向けた情報発信

特に、①「日本版 CFIUS」は、対内直接投資審査制度自体に直接関与すると考えられ、その活動範囲等に注目が集まる。

¹² 本答申上は、「国際約束との整合性を確保しつつ、国際情勢の変化その他の事由により、国の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい投資に該当するかどうかを確認する必要がある場合」とされ、本改正法案上は、「将来において国際情勢の変化その他の事由により国の安全に係る対内直接投資等…又は国の安全に係る特定取得に該当することとなるおそれ大きいものとして政令で定めるものについて、特に必要があると認めるとき」とされている。

¹³ 本答申上は、「外国投資家の投資財産保護の観点から、命令することができる措置については、株式・議決権の追加取得の禁止や事業の譲渡・廃止提案の禁止等、国の安全を損なうおそれに対応するため真に必要なものに限る」とされている。

本改正法案の閣議決定に先立ち、自由民主党は、財務省と国家安全保障局(NSS)¹⁴を共同議長として、安全保障部局やその他関係省庁も参加する構想を明らかにしている(下図参照)¹⁵。



3. おわりに

上記のとおり、検討されている具体的措置は、総じて規制強化の色彩が強いといえる。

(2)リスク軽減措置の明確化については、これまで不透明だった実務慣行を明文化することから規制の可視化を期待できる一方、財務大臣や事業所管大臣による履行確保のための規定整備などが予定されており規制強化にもつながり得る。また、現行制度における取下げ・再提出の実務が審査期間の点を含めてどのように改善されるかは今後の国会での審議や政省令に対するパブコメ、実務による運用を注視する必要性が高い。

(3)間接取得規制については、これまでグローバル M&A などファイリングが不要とされていた間接取得者による行為が事前届出等の対象となる。よって、外国企業等への注意喚起・意識改革が必要不可欠である。

(4)および(5)はいずれも高リスク投資家への対応策であり、従前捕捉されていなかった投資への規制の新設としてインパクトがある。高リスク投資家に該当し得る外国政府系の投資家や中国の個人・法人はこれまで以上に事前・事後的制約の影響を受けることが懸念される。

以上を踏まえ、来年の施行に向けて、今後も改正の動向を継続して状況を注視していく必要がある。

以上

¹⁴ 内閣法 16 条に基づき設定された機関。国家安全保障に関する外交政策、防衛政策および経済政策の基本方針ならびにこれらの政策に関する重要事項に関するものなどの事務に携わる。

¹⁵ 「外為法改正案を国会提出へ 外国投資の適正化へ日本版 CFIUS を創設」(自由民主党、2026 年 3 月 13 日)

<https://www.jimin.jp/news/information/212740.html>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 松本 拓 (taku.matsumoto@amt-law.com)
弁護士 武士俣 隆介 (ryusuke.bushimata@amt-law.com)
弁護士 伊原 ひかり (hikari.ihara@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。